

なるほど 

正しい事業承継

－ 経営承継円滑化法と税制 －

NPO法人 地経研
事業承継研究会
理事長 吉川 孝
✉:toiawase@chie-club.net

Vol. 30

一体いくらの納税猶予を受けられるのか？

「事業承継税制は使いにくくて結構面倒だという話を聞くが、一体どのくらい納税猶予になって有利なのか？」先日も相談先でそんな質問を受けました。

結論から言うと、生前に納税猶予を受けられる額を計算するのは困難です。勿論ムリとは言いません。それよりおおよその目処をつけて、必要ならば確認申請に取り掛かる。それが事業承継の端緒になる場合の方がよほど意味があると、私は考えます。

何故ならば、自社株だけではダメで、承継者である現社長等の保有する全財産を評価し、目録作りから始めなければならないからです。これはもう自社株対策というより相続税対策です。

更に、経営を承継する相続人とそれ以外の相続人に、それぞれの財産をどのように相続させるかを、仮に決めなければ将来の株式に係る納税猶予額を計算することはできません。これはもう、遺言書を作成する下準備といってもいいでしょう。（それも有意義！）

それは、計算の基となる相続税の総額と経営承継相続人の相続税額は、「すべての課税財産の大きさ」と「法定相続人の数」と「相続による取得額」が決まらないと計算できないからです。

でも財産の主なものの評価がわかればおおよその見当がつかます。そして全財産の中で自社株式の占める割合が高いか、あるいは、経営承継相続人が取得するだろう財産のうち株式の割合が高いときは、納税猶予制度の効果はあると考えていいと思います。逆に、株価がたとえ高くとも、他に自宅ぐらいしかないとか、基礎控除額（5,000万円＋法定相続人の数×1,000万円）からそれほど出ないときは、あまり効果はないでしょう。

ですから、何といっても自社株式の相続税評価額が正しく計算されていることが前提です。

通常は税理士さんをお願いして評価書を作ってもらいます。くれぐれも決算書の純資産額だけを見て驚かないように・・・。

その評価額と一株当たりの資本金（昔で言う額面金額の場合が大半）との比較で、払込資本金の何倍くらいの金額に膨れ上がっているかが問題です。5倍から20倍という相談者が結構いらっしゃいます。

次に、その評価額の膨れ上がった自社株式という財産を、承継者が何株持っていて、財産価額はいくらになるかを計算します。そして、その承継者の持つ株式の財産価額のうちどれだけを後継者が取得するか、又は取得すべきかを判断します。

もうお分かりですね。承継者と後継者の間で承継計画と財産内容がある程度オープンでなければ、税制特典も上手く使えないということです。まさに計画的取り組みありきの制度なのです。

■ご意見・ご質問等がございましたら FAX にてお問い合わせください。

なお、FAX の受信を希望されない方は「FAX 受信拒否」にチェックを付けて、御社名をご記入の上、こちらの用紙を送信してください。

御社名

☐ FAX 受信拒否

FAX 番号：011-622-7768

文責：吉川孝（税理士・中小企業診断士・事業承継コーディネータ）

 日成コンサルティング株式会社